

外来腫瘍化学療法診療料について

当院では、外来での化学療法を推進するため、以下の事項に取り組んでおります。

- 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置し、本診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
- 急変時等の緊急時に患者様が入院できる体制を確保しています。

≪緊急時間問い合わせ先≫043-421-2221（代表）